

法定検査手数料の改定について

2026年4月1日から以下のとおり法定検査手数料が
変更となります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○浄化槽法第7条検査(使用開始後に1回実施)

新しく設置された浄化槽を対象に、設置工事の状況を中心に確認する検査

人槽	法第7条検査	
	2026年4月1日以降 (新手数料)	2026年3月31日まで (旧手数料)
5~50	11, 000円	9, 000円
51~500	18, 000円	15, 000円
501~	34, 000円	32, 000円

○浄化槽法第11条検査(毎年1回実施)

すべての浄化槽を対象に、保守点検及び清掃の状況を中心に確認する検査

人槽	法第11条検査	
	2026年4月1日以降 (新手数料)	2026年3月31日まで (旧手数料)
5~50		
51~500	4, 300円	3, 300円
501~		

問い合わせ先

法定検査実施機関 浄化槽法に基づく栃木県知事による指定検査機関

一般社団法人 栃木県浄化槽協会

宇都宮市築瀬町2390番地 電話 028-633-1650

浄化槽管理者の義務

浄化槽は、家庭や事業所ごとにし尿と雑排水を同時に処理して、きれいな水を放流するための設備です。(単独処理浄化槽は、し尿のみ処理します。)

浄化槽の機能を保つために下記の義務が課せられています。

必要な管理(浄化槽法により実施が義務付けられています。)

1 保守点検

- ・浄化槽内の装置を点検や消毒薬の補充を行います。
- ・実施状況は点検記録票(保守点検の結果を記載した用紙)で確認してください。
- ・点検を委託するときは、県知事(宇都宮市の場合は宇都宮市長)の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

2 清掃

- ・浄化槽内にたまつた汚泥の引き抜きや、浄化槽内の洗浄をします。
- ・原則として年1回以上実施する必要があります。
- ・実施状況は、清掃記録(清掃の結果を記載した用紙)で確認してください。
- ・清掃を依頼するときは、市町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

3 法定検査

- ・【法第7条検査】(設置後の検査:使用開始後4~8か月目までの間に実施)
- ・【法第11条検査】(浄化槽が正しく機能しているかを検査:毎年1回実施)
- ・保守点検と清掃に加えて、浄化槽管理のために必要な検査です。
- ・いずれの検査の結果も、検査結果票で確認してください。

●市町における浄化槽関係窓口● (各種申請、補助金等)

市町名	担当課	電話番号
宇都宮市	水質管理課	028-633-2001
足利市	クリーン推進課	0284-20-2142
栃木市	下水道建設課	0282-25-2109
佐野市	環境政策課	0283-20-3013
鹿沼市	企業経営課	0289-65-3241
日光市	下水道課	0288-21-5150
小山市	下水道施設課	0285-25-5477
真岡市	下水道課	0285-83-8160
大田原市	生活環境課	0287-23-8775
矢板市	下水道課	0287-43-6214
那須塩原市	管理課	0287-37-5213
さくら市	下水道課	028-681-1118

市町名	担当課	電話番号
那須烏山市	上下水道課	0287-84-0411
下野市	環境課	0285-32-8898
上三川町	上下水道課	0285-56-9167
益子町	建設課	0285-72-8844
茂木町	上下水道課	0285-63-5654
市貝町	建設課	0285-68-1117
芳賀町	都市計画課	028-677-6021
壬生町	下水道課	0282-81-1858
野木町	生活環境課	0280-57-4131
塩谷町	くらし安全課	0287-45-1115
高根沢町	上下水道課	028-675-2449
那須町	上下水道課	0287-72-6919
那珂川町	生活環境課	0287-92-1110

保守点検業者の登録に関する問い合わせ先

栃木県環境森林部環境保全課
☎ 028-623-3189

法定検査についての問い合わせ先

一般社団法人 栃木県浄化槽協会
☎ 028-633-1650